

生徒心得

生徒の本分は学習にある。常に怠らず学力の充実に努め、健康な身体、豊かな人間性、品位ある人格の形成に努めなければならない。

また、学校は一つの社会であり、常に本校生徒としての誇りと自覚を持って、互いに親しみ、互いに戒め自分のなすべき責任はしっかりと果たし、常に進んで事に当たるように努めなければならない。

この生徒心得は、本校生徒の日常生活の指針を示したものであり、よくその意を体して、実践に努めなければならない。

1 登校・下校

- (1) 通学の際は、本校所定の服装規程に従うこと。
- (2) 通学の際は、公衆道徳を守り、高校生としての節度ある態度を失わないこと。特に交通規則を守り、絶対に事故のないよう、十分に気をつけること。
- (3) 自転車通学を希望する生徒は、規定の書類を提出し許可を受けること。なお、防犯登録および自転車保険に加入をしていること。
- (4) 最終下校時刻は原則として午後7時とする。ただし、12～2月の間は午後6時30分までとする。
- (5) 生徒手帳を常に携帯すること。

2 校内生活

- (1) 登校後は無断外出しないこと。やむを得ず外出の必要が生じたときは、必ず担任の許可を受けること。
- (2) 授業中は姿勢を正し、他の迷惑になるような行為は絶対にしないこと。
- (3) 校舎内外の清潔と整頓には十分留意し、建物・器具・備品等の公共物は大切に扱うこと。もし誤って損傷破損したときは、担任に届け出て指示を仰ぐこと。
- (4) 不要の金銭・貴重品等を持参しないこと。
- (5) 考査中は不正行為はもちろんのこと、物品の貸借など疑いをいだかせる行為は絶対にしないこと（携帯電話・スマートフォンは担任に預けること）。
- (6) 火災・地震その他非常の場合は、教師の指示に従って落ち着いて行動すること。
- (7) 校内に掲示する場合は、事前にその掲示物を生徒指導部に届け出て許可を受けること。

3 願出・届出

- (1) 公式の対外活動等のために欠席または欠課する場合は、事前に公欠届を担任に提出すること。届を出した生徒については欠席（欠課）の取扱いをしない。
- (2) 在学証明書・通学証明書・学割証明書等の請求は事務室備付けの発行願書に所定の事項を記入し、担任を経て事務室へ提出すること。

4 アルバイト

(1) アルバイトは届出制とする。

(2) アルバイト実施の手順

① アルバイト先を決定し、面接等の採用試験を受ける。

② 担任より、【アルバイト届】をもらい必要事項を記入し、部顧問に提出、押印してもらい、再度、担任に提出する。

③ 担任より【アルバイト雇用に関する依頼書】を受けとる。

④ 雇用主に、【アルバイト雇用に関する依頼書】を渡し、同意を得たうえで、同意書への署名、押印等を得て、その用紙を担任に提出する。

⑤ アルバイト証の有効期限は1年とする。

(3) アルバイトの実施条件

- ・ 学校生活との両立ができること。
- ・ 勤務場所、内容、時間、時給など、労働安全衛生および労働基準に関して適切であること。
- ・ 原則、長期休暇および土日休日とし、就業時間は、午後8時までとする。
- ・ 考査1週間前から考査終了前日までは中断する。
- ・ 成績不良や身だしなみ指導など、問題がある場合は中断する。
- ・ 1年生は、夏休み以後、届け出ができる。ただし、長期休暇中および土日休日とする。
- ・ 2、3年生は特別な場合に限り、平日も届けることができる。

5 教育相談

(1) 春・秋2回の定期教育相談を受けること。

(2) その他いつでも担任・教育相談係等と自由に相談すること。

6 規定の改正又は廃止の手続き

(1) 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。

(2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。

(3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。

(4) 前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

服 装 規 程

本校の生徒として、身なりに気を配り、校外であっても品位を乱す着用はしないこと。

- (1) 本校の制服は、学校指定の下記のものを着用すること。

ブレザー、スラックス（ネクタイ）、スカート（リボン、黒または紺のソックス）、カッターシャツ、ニットベスト

スカート基準は、ウエスト（胴の一番細いところ）で履き、スカート丈は、ウエストから膝の皿の部分にかかる長さであること。

入学後、指定制服の変形、変造は認めない。違反した場合には再購入させる。

- (2) 制服の着用期間は下記の通りとする。

冬用期間

ブレザー、スラックス（ネクタイ）、スカート（リボン、黒または紺、白、グレーのソックス）、カッターシャツ、ニットベスト、防寒着

夏用期間

スラックス（ネクタイ）、スカート（リボン、黒または紺、白、グレーのソックス）、カッターシャツ、ニットベスト

ただし制服の調整期間については下記を原則とする。

冬用・・・9月15日から　夏用・・・5月15日から

ベストについては夏用期間でも着用してよい。

- (3) 制服は下記の指定店で採寸し購入する。

恵那市内・・・フジシマヤ

中津川市内・・・スクールショップヒガシ

- (4) 防寒着について

ジャンパー、コートは、通学時のみ華美でないものを着用を認める。セーター、カーディガンは、白、黒、紺、グレーに限り、制服の下に着用することを認める。

- (5) 頭髪について

男子は髪が目や耳、カッターシャツの襟に、女子は髪が目にかからないようにすること。男女とも脱色、染色、パーマメントなどは禁止する。

- (6) ピアス、ブレスレット、ネックレスなどの装飾品や、マニキュア、化粧などは禁止する。

普通自動車免許取得について

「四ない運動」すなわち『免許を取らない・乗らない・買わない・乗せてもらわない』を徹底するため、次のように定め交通事故防止に万全を期する。

1 原則

就職内定者、自営者、進学者は3年後期の家庭学習期間以降とする。許可制とし、「普通自動車運転免許取得願」を提出し、審議し、校長が許可をする。

2 特例

自営者、就職内定先（または決定先）から、①通勤のため ②交代制勤務のため ③業務上の必要などの理由で認められた場合、3年後期中間試験終了後に時期を繰り上げることがある。

3 許可基準

成績不振者または行動等に問題のある生徒は、許可しない。

4 遵守事項

- (1) 「普通自動車運転免許取得願」と「誓約書」を提出し、「普通自動車運転免許取得許可証」の交付を受けてから取得のための行動に移る。
- (2) 自動車学校への通学は制服を着用し、本校生徒として恥ずかしくない行動をとること。
- (3) 免許取得のための誓約事項を厳守すること。
- (4) 道路交通法違反及び四ない運動違反をした生徒は特例入校を認めない。
- (5) 免許証の受領は、卒業式後各自動車学校で受け取ること。